

## 2-3 「指導に課題のある教員」に対する取組について(平成23年度)

都道府県 指定都市	1. 研修の定義や目的等	2. 指導改善研修との関係	3. 研修の対象者	4. 研修の内容・場所
岩手県	早期に指導対象教員の指導の改善を図ることをねらいとして「校内研修」を実施している。	「校内研修」終了時に、改善状況を評価し、改善が認められない場合は「指導が不適切である教諭等の認定」の手続きに移行。	指導に課題を抱える者で、校長等から指導及び助言を行ったにもかかわらず、指導の状況が改善されない者。	研修内容は、教育センター指導員等の定期的な訪問指導、他の教諭の授業参観、教育センターでの随時研修など。主な研修場所は所属校であるが、教育センターも随時活用している。
宮城県	(教員支援プログラム及び教員ステップアップ研修支援事業) 学習指導や生徒指導等に課題を抱える教員に対して、研修を通してその指導力向上を図るための支援(学 校内で行う研修に対する支援を含む。)を行うことを目的としている。	課題を抱える教員に対して指導力向上を図るための支援を行うものであり、指導改善研修を受けさせることを想定したものではない。	研修の目的を理解し、受講を希望する教員	(教員支援プログラム)研修期間 4ヶ月間 (1) 教員に求められる資質能力を育成し、学校を支える力を身に付けるために、次の4分野(観点)に基づき研修を実施する。 ①教科等の専門的な知識・技術及び指導方法を高める、②児童生徒に対する深い愛情と理解力を高める③他の教職員との協調性及び保護者等との信頼関係の構築能力の育成、④その他 (2) 研修概要は次のとおりとする。主に県教育研修センターへの通所による研修とし、回数については、学校の事情等を勘案して決定する。 ①特別講座 毎月1～2回程度実施する。②模擬授業及び校内研究授業 毎月1～2回程度実施する。③模擬授業参観 専門研究員等の模擬授業を参観する。(期間中1～2回程度) (3) 研修では研修教員から、次の書類等の提出を求める。 ①研修報告書、②学習指導案、③その他、課題作文等 (4)面談 (5)諸検査 (教員ステップアップ研修支援事業) (1) 学習指導や生徒指導等に不安や悩みなどの解消(教員のステップアップ)を目的とする校内における研修を実施する学校に対して、当該研修の実効性を高めるとともに、学校負担の軽減を図るため、要請に基づき支援を行うことを目的とする。 (2) 校内研修支援の具体的内容 ① 校内研修を円滑に実施できるよう次の「研修プログラム」を提供するとともに、要請に基づき、受講教員に応じた校内での研修計画の作成を支援する。 あらかじめ提供するプログラム(i 授業力向上プログラム、ii コミュニケーション力向上プログラム、iii 教員の使命感向上プログラム) ② 校内研修の実効性を高めるため、要請に基づき、県教育研修センターの職員を派遣し、模擬授業及び研究授業等に関して助言、指導及び支援する。
秋田県	指導力の回復を要する教職員への研修	当該研修やその後、学校現場でも成果が見られない場合は、「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることもある。	授業力及び児童生徒支援のために必要な知識・技能に課題を有している教諭	服務の基本、生徒指導、模擬授業、講座受講、野外研修、自主企画研修 他 県総合教育センター
山形県	所属長は、所属する教員の指導に課題があると認めた場合には、早期に当該教員に対し、指導、助言その他の支援を行い改善に努める。	指導が不適切な教員に係る観点別評価表に照らして評価し、学校内の対応だけでは十分な指導の改善が見込まれないと判断した場合には、市町村教育委員会に対して、指導が不適切な教員に関する報告を行う。 評価表に照らして評価した結果、学校内の対応だけでは十分な指導の改善が見込まれないと判断された場合には、県教育委員会に対して、当該教員が指導改善研修を受けることが必要である旨の認定の申請を行う。	所属長や服務監督権者が、指導に課題があると認めた教員	校内における指導、助言その他の支援を行う。
茨城県	指導力に課題や不安のある教員の指導力の向上や回復を目的とし、各々の課題に応じた校内研修及び校外研修(教育研修センターでの通所研修)を実施している。	研修成果が十分でない場合は、指導が不適切である教員の認定の申請を行う。	① 学習指導面・・・教材研究が不十分で、授業を計画的に進めることができない。児童生徒からの質問に正確に答えることができない。 ② 生徒指導面・・・児童生徒とのかかわりが持てず、対応するのが苦手である。一人一人の児童生徒に応じた適切な指導ができない。 ③ 学級(ホームルーム)経営・・・クラスの児童生徒が落ち着かず適切な指導ができない。児童生徒への関心が弱く、児童生徒の心身の状況を把握しようとしていない。 ④ その他・・・教師としての適切な言動ができず、トラブルを起こすことが多い。教師としての責任感が弱く、意欲を持って教育活動に取り組むことができない。	県教育研修センター・・・学習指導に関する講義・演習、模擬授業等、学習指導の改善に関すること、生徒指導に関する講義・演習、学級経営に関する講義・演習等、個人の課題に応じた研修を実施する。 学校における研究授業・・・個人の課題についての改善を目指して研究授業を実施し、授業後に協議を行う。
栃木県	指導不適切であると思料される教員(校内研修Ⅰ、Ⅱ及び通所研修受講対象者)	「指導改善研修」を実施する前の段階の研修として、位置付けている。	精神疾患以外の理由により、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員	勤務校、栃木県総合教育センター
群馬県	日常の学習指導や生徒指導等の課題解決に向けた実践的な研修を行い、職能成長を図る。	課題を抱える教員の指導力向上を目指すもので、必ずしも指導改善研修にかかわるものではない。	研修の目的を理解し、受講を希望する教員	学習指導、生徒指導、学級経営等にかかわる個別の課題に応じた研修を総合教育センター及び所属校にて行う。
埼玉県	月に1回のペースで、教育事務所の管理主事又は指導主事が学校訪問して、該当教員の授業参観をし、指導を行っている。	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	指導改善研修には至らないが、指導力に課題のある教員	各学校での授業及び研究協議

都道府県 指定都市	1. 研修の定義や目的等	2. 指導改善研修との関係	3. 研修の対象者	4. 研修の内容・場所
東京都	指導力不足等教員の取扱いに関する規則(以下「規則」という。)第4条の2第1項及び第7条第1項第1号の2の決定を受けた教員に対して、課題の状況、能力等に応じて課題の解決を図るため、指導力不足教員指導向上研修(以下「指導向上研修」という。)を実施する。	指導改善研修を受講し、課題の改善が見られたが、なお指導に課題がある教員と認定された者に対し、規則の規定に基づき、指導向上研修を実施する。また、同研修を受講しても、課題の改善が見られない場合は、指導が不適切である教員と認定した上で、指導改善研修を実施する。	規則の規定により、指導が不適切である教員と認定をしなかった教員のうち、指導に課題がある教員と認定された者	(1) 東京都教職員研修センターで原則として週1日、個々の課題に即した研修を行う。 (2) 所属校で原則として週4日、校長が作成した年間研修計画の下、職務を通じた研修を行う。
神奈川県	指導に課題のある教員に係る情報把握後、「指導が不適切な教員」として認定を行うまでの段階(第1段階、第2段階)において、校内での研修・支援を行っている。	校内研修・校内支援によっても、改善が見られない場合、「指導が不適切な教員」として、申請する。	学習指導や児童生徒指導の状況を中心に教育活動全般について情報を把握し、その結果、課題が見られる者。(第1段階) 校内研修・校内支援を行うものの改善されず、なおも「課題を有する教員」と判断されている者。(第2段階)	所属校で校内研修・校内支援を行う。具体的には、校長などの校内指導者、および、指導主事、総合教育センターの専門指導員による授業観察や模擬授業の実施、他の教員の授業を参観、面談などである。
新潟県	校内研修プログラムにより、校内研修を行っている。	研修の結果、成果が上らない場合は、指導改善研修の認定申請を行う。	指導力に課題があり、市町村教育委員会や校長が研修を行うことが望ましいと判断した者	1 学習指導に関すること(教科の専門性、教材研究、指導の工夫、授業運営・指導技術、学習状況の把握) 2 生徒指導に関すること(事故や問題行動への対応、児童生徒の心身の状況把握、児童生徒を理解しようとする姿勢) 3 学級経営や校務分掌等に関すること(学級経営・校務分掌等、保護者との連携、他の教職員との連携) 研修場所・・・校内
石川県	教員としての意欲を喚起し、実践的な指導力(授業力、児童生徒理解)の向上を図るための研修を実施している。	特に関係はない。	市町教委や校長が受講することが望ましいと判断した者	・児童生徒理解 ・授業づくりの在り方(模擬授業を含む) ・人間関係づくり ・授業分析と課題解決 ・研修場所は、県教育センター
岐阜県	(資質向上研修) 一人一人の児童生徒が充実した教育を受けることができるよう、学級担任や教科等の指導が適切にできない教員に対して、職務を円滑に遂行できるように必要な資質・能力の向上を図る研修を実施している。	指導改善研修の前段階として位置づけている。	次の各号のいずれかに該当し、校内において一定期間、管理職、主任等が指導・援助をしたにもかかわらず改善されない者 一 学級担任としての指導力が不足しており、学級経営を適切に行うことができない教員 二 教科等の指導力が不足しており、学習指導を適切に行うことができない教員 三 協調性に欠け、良好な人間関係を醸成する力が不足しており、児童生徒や保護者等の信頼が得られない教員 四 その他職務を円滑に遂行できない教員	・所属校への訪問指導 ・市町村教育委員会での研修 ・県総合教育センターでの長期研修や勤務校以外の学校での実習など
静岡県	管理職の勤めや希望により受講する者を対象とした研修で「基礎力向上を図る希望研修」として位置付けている。苦手分野の克服、基礎の確認という研修員のニーズにこたえる他、教職員人事評価制度において、目標達成を支える研修としても位置付けている。	関係はない。	課題を克服するため管理職に勧められたり、参加を自ら希望したりした教員。	・研修内容 それぞれの課題に応じて選択可能な研修を、学習指導:41研修、生徒指導:14研修、特別支援教育:13研修、専門的な指導:7研修、教育の情報化:15研修 実施している。各研修は、自己課題を見つけ、改善の視点を得ることを目標としている。 ・研修場所 総合教育センター
京都府	「指導力に課題を有する教員」として服務監督権者に認定され、5段階の判定のうちA～Cである教員に対する所属校内研修を実施している。	当該研修において成果が上らず、さらに課題が深刻化する場合には服務監督権者の申請により指導改善研修の対象となり得ると考えている。	指導力に課題を有する教員」として服務監督権者に認定された教員	研修場所・内容 ・所属校 (内容)指導案・レポート作成、授業参観、指導補助、研修授業など ・社会福祉施設 (内容)各施設における業務補助など(対人関係能力を育成) ・京都府総合教育センター (内容)指導案作成、模擬授業、個人面談など ※総合教育センターの研修は、本府の教師力向上アドバイザー派遣事業を活用した場合に実施 ※教師力向上アドバイザー派遣事業 指導力に課題を有する教員であって、校内において校長等の指導を受けているものの資質向上に関し、服務監督権者からの要請に応じて校内研修計画、指導方法等について助言や、研修対象者の授業を観察し、又は指導・助言等を行うもの。
兵庫県	指導力向上を要する教員と思われる教員に対する研修を実施している。	当該研修で成果が上らなかった場合は「指導力向上を要する教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	県教育委員会が示した観点に照らして「指導力向上を要する教員」と思われる教員(病気休暇中等の者を除く)と校長が判断した者。	所属する学校において校長は、対象教員の指導責任者として課題を明確に示し、その課題の解決及び指導力等の改善にあたって、対象教員に対して具体的な指導・支援を行う。 その際、対象教員の状況及び対象教員への具体的な助言、指導、指示等における応対等について詳細に記録するとともに、対象教員の指導等に関する記録簿を作成する。
徳島県	指導に課題のある教員に対し、校長を中心とした支援チームを編成する等、指導が不適切な状態に陥らないよう校内の支援体制を整備して当該教員の指導力向上を図る研修を実施している。	当該研修で成果が上らなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	教科等の指導に当たって一定の課題がみられるが、「指導が不適切である」教諭等であるとの認定に至らない教諭等	・研修内容 内容は、教科指導、学級・ホームルーム経営、生徒指導等、当該教員の課題に応じたものとする。校長は、児童生徒に対する十分な教育上の配慮を行った上で、当該教員の抱える課題に応じた年間指導計画を作成する。 ・研修場所 当該教員の所属校
香川県	授業力向上が求められる教員や一時的に指導に行き詰っている教員に対して、学校現場における授業力・指導力の向上を図るための体制支援として、国の調査研究事業を活用し非常勤講師を加配する。	授業力・指導力の向上を図るための支援を行うものであり、指導改善研修の受講を想定したものではない。	授業力の向上が求められる教員や一時的に指導に行き詰まっている教員	校内における指導体制を整え実施する。 ＜非常勤講師の加配＞ ・教頭やベテラン教員が支援者として授業に関わりながら、指導助言を行い、非常勤講師が支援者の授業負担軽減を図るため、授業の一部や軽微な校務を担当する。 ・非常勤講師(指導力のある退職教員等)が支援者として、授業力向上への日常的な指導助言を行う。

都道府県 指定都市	1. 研修の定義や目的等	2. 指導改善研修との関係	3. 研修の対象者	4. 研修の内容・場所
高知県	研修の対象者のいずれかの課題を有すると思われる教職員がいる場合、所属の学校において研修を行っている。 (1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない (2)指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない (3)児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない (4)勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障がある	課題が改善されなかったときには、市町村教育委員会又は県立学校長と人事担当課が相談し、「改善研修」対象者として申請する。	(1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない (2)指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない (3)児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない (4)勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障がある	研修内容・・・学習指導案作成、県教育センター指導主事の参観授業など 研修場所・・・所属校を基本としている。
福岡県	児童・生徒に対する指導が不適切であるため、教育活動に支障をきたしているが、自らの状況を理解できず、また、理解していたとしても放置したり、適切な解決方法を見い出すことができない教員を対象に、日常の指導や校内研修等を通して指導の改善を図るものであり、研修の実施に当たっては、学校長が課題に応じた適切な研修プログラムを立案し、学校長を中心として組織的・協動的に対応することとしている。	校内研修の実施後に、改善が見られない場合は、「指導が不適切である」教諭等として申請することになる。	○適切な学習指導ができず、授業が成立していない。 ○適切な学級経営ができず、いわゆる学級崩壊等の状況にある。 ○適切な生徒指導ができず、児童・生徒とのトラブルが絶えない。 ○社会性に欠けるため、職員・保護者とのトラブルが絶えない。	①基礎力養成メニュー ②学習指導力改善メニュー ③人間関係調整力育成メニュー 以上の3分野があり、その中から、当該教員の課題や能力、学校の実態等に応じて具体的な研修プログラムを作成する。
佐賀県	「指導が不適切である教員」との判断までには至らない教員(以下、「指導に課題がある教員」という。)に対して、早期に指導の改善を図り、教員の資質能力を一層高めるために「支援研修」を実施する。	当該研修で成果が上がらなかった場合は、「指導が不適切である教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせる。	教科等の指導に当たって一定の課題が見られるが、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条の2第1項に基づく「指導が不適切である教員」との判断までには至らない者、又は県教育委員会が適切に支援研修の受講が必要と認める者。 指導に課題がある教員とは ・ 授業に工夫がなく、自分本位の授業が多い。 ・ 学級経営がうまくできず、児童・生徒との信頼関係を築くのが難しい。 ・ 問題行動等がうまく把握できず、必要な指導ができない。 ・ 職員・保護者とのトラブルが多い 等	支援研修の期間は、原則として1年間とし、勤務校において実施する。 ○教科等指導研修 ・模擬授業、授業研究会(指導案、板書、発問等)、教育センター研修講座、授業力を高める研修、指導主事等による指導・助言 等 ○一般研修 ・自己の課題把握、学級経営の進め方、生徒指導の仕方、同僚や保護者等との関係づくり等、教師としての基礎的・基本的な力を高める研修 等
宮崎県	児童生徒に対する指導が不適切と認められる教員に対して、深刻な状況に至る前に、学校において資質向上支援研修を実施し、校長の要請に応じて支援をする。	資質向上支援研修を講じても改善が見られない教員について、指導が不適切な教員の認定申請を行う。	校長が指導に課題がある教員と認めた教員に対して、市町村教育委員会及び県教育委員会(県立学校にあっては県教育委員会)と協議し、資質向上支援研修が必要であると判断した者。	(1)場所 当該教員が所属する学校等(年間5日間程度、県教育研修センターでの研修を実施) (2)体制 市町村教育委員会、教育事務所、県教育研修センターとの連携を図る。 (3)内容 ① 日常指導・授業参観等を通して、必要な指導助言を行う。 ② 定期的な指導・・・当該教員の課題に応じた支援研修計画を作成し、課題解決に向けた具体的な指導を行う。その際、校長の要請による県教育委員会等の学校訪問等(月2回程度)により、指導助言を行うとともに、改善の状況を把握する。
鹿児島県	校内研修を中心にして、校内のサポート体制を整備し、実態に即した計画的な校内研修を実施し、指導力の向上を図っている。また、研修の実施状況や改善状況等については、報告を求め、学校や市町村教員委員会の支援に努めている。	校内での研修で改善が不十分だった場合は、「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	指導力そのものに問題があると考えられる者のうち、学校運営に大きな支障がない者	研修内容は実態に即したものとして、特に定めていない。研修場所は校内研修を中心とするが、必要に応じて市町村教育委員会や教育機関等が主催する研修会等にも参加させる。
川崎市	児童等の指導に当たって一定の課題が見られる教員等については、校長は教育委員会と相談し、児童等に対する十分な教育上の配慮を行った上で、短期の研修や指導観察期間等をおして、校長等の管理職や指導主事等から指導、助言を行い、当該教員の指導の改善を図っている。	指導の改善が見込まれない場合には、校長は委員会に指導が不適切な教員の認定について申請する。	児童等の指導に当たって一定の課題が見られる小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員	<研修内容> ○校長は、対象者の指導状況等の把握や課題克服に向けた適切な指導・助言、研修、その他学校の実情に応じて校内での支援体制の整備や支援計画の作成を行う。教頭は、校長を補佐するとともに、指導観察記録の作成等を行う。また、総括教諭や各主任等は、指導担当者として校長、教頭の指示により授業実習等対象者の実際の指導にあたる。 <研修場所> ○主に所属校(必要に応じて総合教育センターなど)
相模原市	指導に課題のある教員に係る情報把握後、「指導が不適切な教員」として認定を行うまでの段階(第1段階、第2段階)において、校内研修・校内支援を行っている。	校内研修・校内支援によっても改善が見られない場合、「指導が不適切な教員」として、教育委員会に申請する。	学習指導や児童生徒指導の状況を中心に教育活動全般について情報を把握し、その結果、課題が見られる者(第1段階)。校内研修・校内支援を行うものの改善されず、なおも「課題を有する教員」と判断されている者(第2段階)。	研修場所 総合学習センター及び当該学校 研修内容 ○学習指導に関する研修 ○児童・生徒理解に関する研修 ○学級経営、生徒指導に関する研修 ○意欲・使命感に関する研修 ○今日的教員課題に関する研修 ○その他
新潟市	学校並びに指導主事が、支援を要する教職員を支援することにより、指導力、意欲及び自信を回復させることを目的としている。	指導改善研修に陥らないための予防的研修(サポート研修、集中研修、定期研修)として位置づけている。	(1) 幼稚園、小学校又は特別支援学校において、学級担任又は主たる授業者となることが困難な教諭 (2) 中学校又は高等学校において、主たる授業者となることが困難な教諭 (3) 学校又は幼稚園において、継続的に職務の遂行に支障をきたしている教諭	(研修内容) ・学習指導に関する研修 ・生徒指導に関する研修 ・保護者、同僚との人間関係に関する研修 ・職責遂行に関する研修 (研修場所) 所属校及び総合教育センター

都道府県 指定都市	1. 研修の定義や目的等	2. 指導改善研修との関係	3. 研修の対象者	4. 研修の内容・場所
浜松市	指導力に関して支援を要する教員に研修を実施している。	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	指導不適切教員の予備軍であり、指導力に関して支援を要する教員。	半年間で4回の校外研修と校内研修を行う。
京都市	・授業力向上プログラム 学校長が「継続的に研修が必要」と判断し、「授業力」を重点的に向上させる必要のある教員に対する研修プログラム。 ・復帰時集中指導研修 指導困難な状況に陥り、長期休養等を3ヶ月以上取得せざるを得なくなった教員のうち、必要と認められた教員に対して、復帰時に指導主事が集中個別指導を行う。	・授業力向上プログラム 当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。 ・復帰時集中指導研修 当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	・授業力向上プログラム 学校長が「継続的に研修が必要」と判断し、「授業力」を重点的に向上させる必要のある教員。 ・復帰時集中指導研修 不適切な指導や保護者対応等により指導困難な状況に陥り、長期休養等を3ヶ月以上取得せざるを得なくなった教員の内、教育委員会が必要と認める教員。	授業力向上プログラム →総合教育センター等で行う、当該教員の能力及び適性に応じた課題別研修や、勤務校で行う授業研修等を実施。 復帰時集中指導研修 →長休、休職からの復帰時に、服務指導や指導案作成などの研修を勤務校や総合教育センター等で実施。
大阪市	研修指導員が学校訪問などを行い支援を要する教員の状況把握をしたうえで、校園長に対して当該教員への指導方法の助言や研修指導員による当該教員への直接指導など、当該教員の指導力向上を図る対策を実施する。(校長支援)	校長支援により改善が見られない教員、いわゆる「指導が不適切と思われる教員」については、研修指導員が校園長とともに指導・記録を継続し、それでも改善しない場合には、指導改善研修(ステップアップ研修)の受講につなげる。	支援を要する教員(「支援を要する教諭調査」で校長から報告があった教員)	<研修内容> 校長が支援を要する教員に対し、日常的に指導・助言を実施する。必要に応じて、研修指導員から校長に対する指導方法の助言や当該教員に対する直接指導を行う。 <研修場所> 在籍校
堺市	教科等に関する専門知識、技術等が十分でないため、学習指導等が適切に行うことができない者に対して、①校内研修、②巡回指導研修、③一定期間教育センターで資質向上研修を実施している。	研修成果に基づき、指導改善研修の対象者として検討を行う。	教科等に関する専門知識、技術等が十分でないため、学習指導等が適切に行うことができない者等	・巡回指導は、各学校園で主に授業指導を行っている。 ・一定期間研修を行う時は、研修生の課題に応じてプログラムを作成し、教育センター等で実施する。
神戸市	・校園内研修 指導が著しく適切さを欠き、また資質に問題があるなど、指導力に問題があると考えられる教員(支援を要する教員)については、まず、校園内研修により指導力を回復していく。 ・個別研修 校園内研修で指導力を改善することが出来ない教員については、幼児児童生徒への影響も考え、一定期間、学校園を離れた個別研修により指導力を回復していくこととする。	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	指導が著しく適切さを欠き、また資質に問題があるなど、指導力に問題があると考えられる教員(支援を要する教員)	<研修内容> ・校園内研修 指導が著しく適切さを欠き、また資質に問題があるなど、指導力に問題があると考えられる教員(支援を要する教員)については、まず、校園内研修により指導力を回復していく。 ・個別研修 校園内研修では、もはや指導力を改善することが出来ない教員については、幼児児童生徒への影響も考え、一定期間、学校園を離れた個別研修により指導力を回復していくこととする。 <研修場所> ・総合教育センター
北九州市	校(園)長が行なう指導・研修を支援するための講座を実施している(夏季休業期間中。)	校長による指導研修の一環で実施しており、当該研修で成果が上がらず、その後も改善がない場合には、「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることとしている。	全教員に対して実施する指導力調査を、AからDで判定する。調査でC又はDと判定されたものを対象とする。	「教員としての使命感や責任感」「学校運営への参画意識や協働姿勢」「子どもの立場に立った対応や教育的愛情」「基礎的知識や指導の工夫」「保護者や地域との適切な対応」を研修テーマに市教育センターにて研修を行う。
福岡市	「指導が不適切である」教諭等に該当する可能性があると認められる教諭等を早期に把握し、当該教諭等の抱える課題や問題点を明確にするとともに、学校(園)と教育委員会との連携のもと、当該教諭等に指導の改善に向けた助言・指導等を行う。	当該研修において成果が上がらなかった場合は、「指導が不適切である」教諭等としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	「指導が不適切である」教諭等に該当する可能性があると認められる教諭等に対して行う。	教育関係図書レポートの提出、教材研究、学習指導案の作成、模擬授業、児童等や保護者の中で起こり得る事例についての対応レポート提出等、当該教諭等の指導の状況に合わせて学校長が判断し、校内研修の実施や教育センター等で行われる研修の受講指導を行っている。

(注)「指導に課題のある教員」とは、教科等の指導に当たって一定の課題がみられるが、教育公務員特例法に基づく「指導が不適切である」教諭等であるとの認定に至らない教諭等を示す。